

## Web 通知サービス利用規定

Web 通知サービス利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、Web 通知サービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用する場合の取扱いを明記したものです。本サービスの利用者は、本規定のほか、別途定める各関連規定等の内容を十分に理解、同意したうえで、利用するものとします。

### 第1条 サービス内容

本サービスは、第3条に定める通知状（以下「対象通知状」といいます。）について、紙媒体による通知に代えて電磁的に通知（以下「Web 通知」といいます。）するサービスを行います。

### 第2条 利用対象者

本サービスの利用対象者は、いよぎんビジネスポータルをご契約のお客さまのうち、本規定を承認した法人または個人事業主のお客さまとします。

### 第3条 対象通知状

1. 対象通知状は、当行ホームページに公表する通知状とします。なお、対象通知状であっても所定の条件により、Web 通知の対象とならない場合があります。また、当行は対象通知状を任意に追加または削除（名称・Web 通知の時期等の変更）ができるものとし、その場合は当行ホームページで公表することとします。
2. 対象通知状の一部のみを Web 通知、または郵送とすることはできません。
3. Web 通知の対象通知状の名称、通知時期、閲覧可能期間等は、当行ホームページに公表しますので、最新の情報は当行ホームページにてご確認ください。
4. 対象通知状の「Web 通知」と「Web 通知+郵送」の切り替えは、随時可能です。

### 第4条 利用方法

1. いよぎんビジネスポータルへログイン後に、本サービス画面より、対象通知状を PDF 形式等で閲覧が可能となります。なお、対象通知状を閲覧・印刷するためには、お客さまが使用するパソコンにおいて PDF 閲覧ソフトが必要となります。
2. 対象通知状はお客さまのプリンター等で印刷することや、お客さまのパソコンに PDF 形式等のファイルを保存することも可能です。
3. 本サービスの利用手数料は無料とします。

### 第5条 利用にあたっての留意事項

1. 通知方法の切り替えは当行所定の時間帯に実施するため、切り替え前の通知方法で対

象帳票が通知される場合があります。

2. Web 通知の対象通知状は、当行の定めた期間において閲覧を可能とします。ただし、法令や諸規則の変更やシステム障害等の理由で、Web 通知に代えて郵送による通知を行い、閲覧に供されない、または規定された期間に満たないまま閲覧が停止する場合があります。
3. 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で Web 通知の方法等を変更することがあります。
4. システムメンテナンス等により、Web 通知の一部または全部を一時的に停止することがあります。この場合は郵送への切り替え等の対応は行わず、システムメンテナンス等の終了後に Web 通知にて通知状を公開します。
5. いよぎんビジネスポータルを解約した場合、利用者は Web 通知された通知状を閲覧できなくなります。本サービスの利用者は、Web 通知された通知状の閲覧・保存・印刷など必要な措置を講ずるものとします。
6. 利用者は、インターネットカフェ等、不特定多数の方が使用するパソコンや、ファイル交換ソフトをインストールしたパソコンで本サービスを利用しないものとします。

## 第6条 本サービスの終了等

次の各号のいずれかに該当する場合には、対象通知状は郵送へ切り替えて通知します。

1. お客さまが通知方法を「Web 通知」から「Web 通知+郵送」に変更した場合。
2. 当行が本サービスの利用を終了することが適当であると判断した場合。
3. 当行が本サービスの提供を終了した場合。
4. 第 11 条の各号のいずれかに該当する場合

## 第7条 国外からの利用

本サービスは国内からの利用に限るものとし、利用者が国外から利用した場合の取引の結果、またはそれによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

## 第8条 免責事項

次の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

1. 当行等が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。
2. 公衆電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた場合。

## 第9条 利用規定の変更

本規定は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨、及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページへの掲載による公表その他相応の方法で周知することにより変更できるものとしします。

#### 第 10 条 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは、第 11 条第 2 項第 1 号および第 2 号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第 2 項第 1 号および第 2 号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの開始を承諾しないこととしします。

#### 第 11 条 本サービスの終了事由

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも利用者に通知することなく、本サービスを終了できるものとしします。
  - (1) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等その他倒産手続の申立てがあったとき。または仮差押え、差押え、競売手続開始等があったとき。
  - (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 住所変更等の届け出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由により、利用者の所在が把握できない場合。
  - (4) 相続の開始があったとき。
  - (5) 1 年以上にわたり、本サービスの利用がない場合。
2. 本条第 1 項のほか、利用者が次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを終了できるものとしします。
  - (1) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合。
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 利用者が、自らまたは第三者を利用して、次のA. からE. のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前記A. からD. に準ずる行為

### 第12条 サービスの停止

1. 本サービスを提供するシステム（以下「本システム」といいます。）のハードウェア機器・ソフトウェア等の保守点検・内容の変更作業を行うため、任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
2. 本サービスを一時停止する場合は、本システムの稼働不良による場合を除き、あらかじめ当行の定める方法で通知します。
3. 当行の責によらない第三者の故意・過失による不具合に対する措置または回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても利用者に予告なく本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
4. 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な場合は、当行の判断により、本サービスの全部、または一部を停止できることとします。その場合、停止の時期等については当行ホームページ等に掲載することとします。

### 第13条 規定の準用

1. 本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定、その他の規定を準用するものとします。
2. それらの規定と本規定が並立しない場合は、本サービスについては本規定が優先するものとします。

### 第14条 譲渡・質入れの禁止

本サービスの利用に基づく利用者の権利は譲渡・質入れすることはできません。

### 第15条 合意管轄

本サービスの利用に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上